

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和5年4月20日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.9	第3章 第1節「特定技能1号」 ○4つ目	○ 1号特定技能外国人について、在留が許可される場合には、在留期間として、 <b>1年、6月又は4月</b> が付与されます。	○ 1号特定技能外国人について、在留が許可される場合には、在留期間として、 <b>1年を超えない範囲内で法務大臣が個々に指定する期間</b> が付与されます。
2	P.24	第4章 第1節 (8)費用負担の合意に関するもの ○5つ目	○ 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。 ・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額 ・ 借上物件の場合 借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額	○ 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。 ・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用（ <b>土地の購入代・土地の造成費用等に関する費用は除く。</b> ）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額 ・ 借上物件の場合 借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・ <b>更新手数料・途中解約金</b> 等は含まない。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額

3	P.31-32	<p>第4章 第2節 (6)費用負担の合意に関するもの ○5つ目</p>	<p>○ 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額</li> <li>・ 借上物件の場合 借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額</li> </ul>	<p>○ 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用（<b>土地の購入代・土地の造成費用等土地に関する費用は除く。</b>）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額</li> <li>・ 借上物件の場合 借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・<b>更新手数料・途中解約金</b>等は含まない。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額</li> </ul>
4	P.38	<p>第4章 第3節 (4)外国人のこれまでの在留活動の状況、在留の必要性等に関すること</p>	<p>○ 技能実習中の者（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）は、原則として「特定技能」への在留資格変更は認められません。ただし、計画の途中で技能実習を終了し、特定技能へ移行することについてやむを得ない事情がある場合には、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。</p> <p>○ 「やむを得ない事情」とは、例えば、本人が技能実習2号修了後に特定技能1号への移行を希望していたものの、特定技能所属機関の経営上の都合により特定技能1号の採用が取りやめになったことに起因して技能実習3号へ移行した場合などが想定されます。</p> <p>○ なお、技能実習生を受け入れている実習実施者や監理団体の都合により、技能実習を行わせることが困難となった場合等においては、責任を持って監理</p>	<p><b>【留意事項】</b></p> <p>○ 技能実習中の者（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）は、原則として「特定技能」への在留資格変更は認められません。ただし、計画の途中で技能実習を終了し、特定技能へ移行することについてやむを得ない事情がある場合には、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。</p> <p>○ 「やむを得ない事情」とは、例えば、本人が技能実習2号修了後に特定技能1号への移行を希望していたものの、特定技能所属機関の経営上の都合により特定技能1号の採用が取りやめになったことに起因して技能実習3号へ移行した場合などが想定されます。</p> <p>○ なお、技能実習生を受け入れている実習実施者や監理団体の都合により、技能実習を行わせることが</p>

			<p>団体等が他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の実習継続に向けた円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられていますので、御留意ください（技能実習法第51条）。</p> <p>○ また、技能実習2号を良好に修了した技能実習生の進路については、技能実習生が最善の選択をできるよう、監理団体及び実習実施者において必要な情報を提供するとともに、技能実習生の意思を十分に尊重した対応をとることが求められます。</p>	<p>困難となった場合等においては、責任を持って監理団体等が他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の実習継続に向けた円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられていますので、御留意ください（技能実習法第51条）。</p> <p>○ また、技能実習2号を良好に修了した技能実習生の進路については、技能実習生が最善の選択をできるよう、監理団体及び実習実施者において必要な情報を提供するとともに、技能実習生の意思を十分に尊重した対応をとることが求められます。</p>
5	P.54	<p>第5章 第2節 第1 (2)非自発的離職者の発生に関するもの 【留意事項】 ○3つ目</p>	(新設)	<p>○ 「非自発的に離職させた」ことに該当するかについては、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。</p>
6	P.76	<p>第5章 第2節 第2 (1)中長期在留者の受入れ実績等に関するもの ○1つ目 ②</p>	<p>② 役員又は職員であって過去2年間に中長期在留者（注）の生活相談業務に従事した経験を有するものから、支援責任者及び特定技能外国人に活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること</p>	<p>② 役員又は職員であって過去2年間に中長期在留者（注）の生活相談業務に従事した経験を有するもの中から、支援責任者及び特定技能外国人に活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること</p>